

一般社団法人日本遺産普及協会 賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人日本遺産普及協会（以下「当協会」という）の理念に賛同し、その活動を支援する賛助会員に関する事項を定めるものです。

第2条（賛助会員の定義）

賛助会員とは、当協会の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した個人または法人をいいます。

第3条（会員区分と年会費）

賛助会員は以下の3つの区分に分かれます。

① 法人会員

- 入会金：10,000円
- 年会費：30,000円
- 特典：
 - ・検定公式本や公式グッズの会員向け割引キャンペーン
 - ・賛助会員同士のネットワーキング・情報交換の場へのご参加
 - ・日本遺産普及協会の公式サイトで企業名のご紹介
 - ・日本遺産検定団体受験の受験料割引
 - ・日本遺産カレッジ有料講座・個別講座の割引
 - ・日本遺産活用セミナーの受講料割引
 - ・会員限定「ツアー造成」や誘客のための個別相談

② 地域会員

- 入会金：10,000円
- 年会費：20,000円
- 特典：
 - ・検定公式本や公式グッズの会員向け割引キャンペーン
 - ・賛助会員同士のネットワーキング・情報交換の場へのご参加
 - ・日本遺産普及協会の公式サイトで企業名のご紹介
 - ・日本遺産検定団体受験の受験料割引
 - ・日本遺産カレッジ有料講座・個別講座の割引
 - ・日本遺産活用セミナーの受講料割引
 - ・会員限定「ツアー造成」や誘客のための個別相談

③ 個人会員

- 入会金：5,000円
- 年会費：5,000円
- 特典：

- ・検定公式本や公式グッズの会員向け割引キャンペーン
- ・贊助会員同士のネットワーキング・情報交換の場へのご参加
- ・日本遺産普及協会の公式サイトでお名前のご紹介（※希望者のみ）

第4条（会費の納入）

1. 会費は、当協会が指定する方法で納入してください。
2. 一度納入された会費は、いかなる理由があっても返金いたしません。

第5条（会員資格の喪失）

贊助会員は、以下のいずれかに該当する場合、その資格を喪失します。

1. 退会の申し出があった場合
2. 所定の期限内に年会費が納入されなかった場合
3. 当協会の名誉や信用を著しく損なう行為を行った場合
4. 当協会が解散した場合

第6条（退会手続き）

1. 退会を希望する場合は、書面または当協会が指定する方法で退会届を提出してください。
2. 退会後も、未納の年会費がある場合は、その納入義務を負います。
3. 退会後に納入済みの会費は返金いたしません。

第7条（会員期間について）

1. 会員期間は、入会手続きが完了した日（当協会が会費の決済を確認した日）を起点として、1年間とします。
2. 会員期間満了日の1か月前までに、会員から当協会に対し退会の意思表示がない場合は、会員期間は同一条件にてさらに1年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 自動更新に伴う年会費は、会員期間満了日に自動的に決済されるものとします。

第8条（規約の改定）

1. 当協会は、理事会の決議により、特典の内容及び会費を含め本規約の全部又は一部を追加・変更することができます。変更された規約は、当協会のウェブサイト上に掲載した時点で効力を発するものとします。
2. 改定内容は贊助会員へ通知します。

第9条（免責事項）

当協会は、贊助会員に提供するサービスや特典について、天災やその他不可抗力による中断や損害について一切の責任を負いません。

第10条（準拠法および管轄）

本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関連する紛争については、当協会所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

附則

1. 本規約に定めのない事項については、当協会理事会の判断に従います。
2. 本規約は、2026年1月6日より改定し、同日以降に入会手続きを完了した会員に適用するものとします。

改定履歴

- ・2026年1月6日 第3条（個人会員の入会金の取扱い）および第7条（会員期間）を改定

制定日：2024年4月1日

最終改定日：2026年1月6日